

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 1 1 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等70市町の計画を認定しています。

このたび、和歌山県高野町、佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を1月24日に認定し、認定都市数は72市町となります。なお、今回認定を受ける各町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

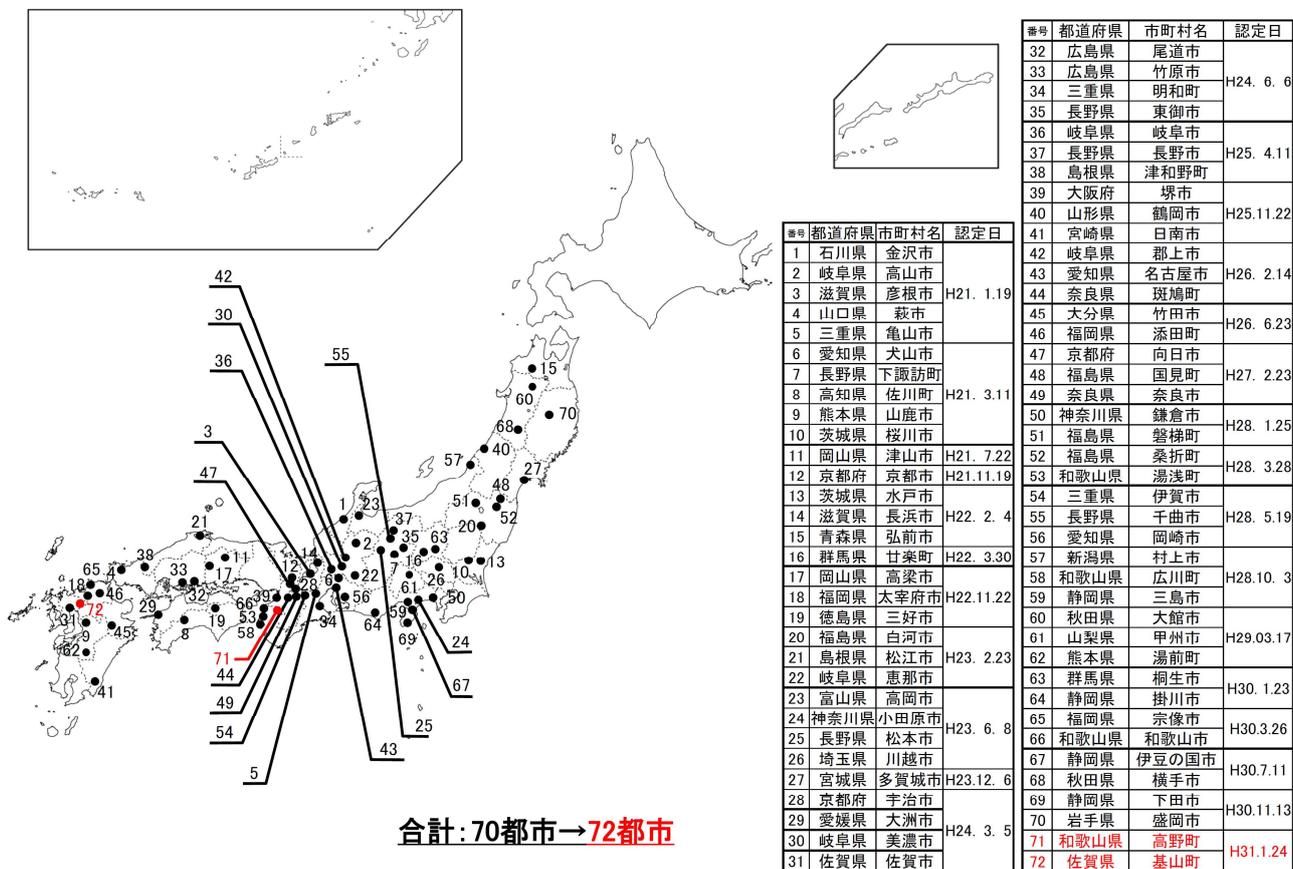


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○高野町 歴史的風致維持向上計画（和歌山県高野町 認定申請日 H30. 12. 14）

国宝「金剛峯寺不動堂」や国指定史跡「高野参詣道」及びこれらの周辺地域と、空海の誕生を祝う「宗祖降誕会（青葉まつり）」、高野参詣者へのもてなしや道普請、高野山を鎮護する地主明神である高野明神を祭る「明神社秋季大祭」といった祭礼行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、金輪塔等の歴史的建造物の保存修理、明神社秋季大祭のルートとなる道路の無電柱化、参詣道の修繕、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援等が位置づけられています。



【宗祖降誕会（青葉まつり）】

○基山町 歴史的風致維持向上計画（佐賀県基山町 認定申請日 H30. 12. 17）

国指定史跡「基肄城跡」及びその周辺地域と、基肄城に係る顕彰活動や大興善寺つつじまつり、農耕祭事である御神幸祭や霊場札所を巡るどろどろまいりといった伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、基肄城跡の顕彰に関わる建造物や大興善寺の保存修理、御神幸祭の催行ルートとなっている道路の美装化、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援に関する事業等が位置づけられています。



【大興善寺つつじまつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）